

2025年度 授業料免除申請のしおり【前期】

== 概要 ==

1. 免除額

学部生：各期の授業料の「1/3」（「災害」「特例災害」事由での申請者のみ全額免除の場合あり）

大学院生：各期の授業料の「全額」又は「半額」

2. 対象者

以下の①～④すべてに該当する者^{※1}

- ① 日本人又は在留資格が「留学」以外の外国人（私費外国人留学生以外の者）
- ② 2024年度以前入学の「学部生」又は「大学院生」 ※非正規生を除く
- ③ 本学の定める「家計基準」及び「学力基準」を満たす者
- ④ 《学部生のみ》高等教育修学支援新制度による授業料減免を受けていない者（但し、「災害」「特例災害」事由での申請者を除く）^{※2,3}

※1 本学が定める基準を満たす申請者の中から予算の範囲内で選考のうえ、免除者を決定します。

※2 本授業料免除制度は、「災害」「特例災害」事由での申請者を除き、高等教育修学支援新制度（多子世帯の無償化含む）が対象外の者向けの制度です。高等教育修学支援新制度の対象者は、日本学生支援機構給付奨学金の受給者（奨学金の受給はないが多子世帯で授業料が無償化となる者を含む）であり、給付奨学金が停止中の者や不採用の者、明らかに制度の申請基準・採用基準を満たさない者等が④の該当者となります。

※3 高等教育修学支援新制度（多子世帯の無償化含む）に新規申請する場合は、本制度との併願が可能です。高等教育修学支援新制度への申請は日本学生支援機構給付奨学金に申請することと同義です。併願には、それぞれの制度への申請が必要です。高等教育修学支援新制度の対象となった場合、本学独自の授業料免除申請は自動的に取下げとなります（「災害」「特例災害」事由での申請を除く）。

3. 申請方法

(1)簡易申請と(2)通常申請の2つがあります。2024年度後期分を申請した方（旧免除制度での申請者を除く）で、生計維持者や申請事由に変更がない方は申請書類の一部を省略できる簡易申請を選択できます。詳細はp.2を確認してください。

4. 申請期間

入力期間：2025年2月3日^①～3月28日^②

提出期間：2025年2月3日^①～3月28日^②

【参考】結果公開：2025年8月1日^③ @キャンパス情報システム

<学部生の方へ>：大学独自の授業料免除制度の終了について

学部生の場合、大学独自の授業料免除の対象者を2024年度までに入学した学生とし、2027年度までの実施となります。その後は、高等教育修学支援新制度（給付奨学金+授業料減免の支援制度）に一本化されます。高等教育修学支援新制度についてはホームページ等でご確認ください。※大学院生は継続して実施予定です。不明な点は学生総合支援センターにお問い合わせください。

1. 授業料免除の制度について

★授業料免除の基準

以下のいずれかの事由に該当し、**家計基準**及び**学力基準**を満たす者を対象とする。但し、学部生で「1.経済的理由」「2.生計維持者死亡」事由で申請する者は、高等教育修学支援新制度による授業料減免の対象外の者であること。

申請事由	事由詳細	家計基準	学力基準	
			学部生	大学院生
1.経済的理由	経済的理由により授業料の支払いが困難	家計評価額(※3)が200万円以下	・累積 GPA2.67 以上 ・標準修得単位数(※4)以上を修得済み ・留年中でない	・評定平均値(※5) 2.5 以上〔通算〕 ・出席・研究実績が十分あること ・留年中でない
2.生計維持者死亡	事由期間(※1)内に生計維持者が死亡し授業料の支払いが困難		課さない	
3.災害	事由期間(※1)内に災害で半壊・床上浸水以上の被害を受け授業料の支払いが困難	課さない	課さない	
4.特例災害	指定災害(※2)で半壊・床上浸水以上の被害を受け授業料の支払いが困難	課さない	・累積 GPA2.67 以上 ・標準修得単位数(※4)以上を修得済み ・留年中でない	・評定平均値(※5) 2.5 以上〔通算〕 ・出席・研究実績が十分あること ・留年中でない

※1 **事由期間**：基準日（前期：4月1日、後期：10月1日）前6か月以内（入学した日の属する学期分の申請については前1年以内）

※2 **指定災害**：「東日本大震災（2011年3月11日）」、「熊本地震（2016年4月14日）」、「2018年5～7月豪雨」、「北海道胆振東部地震（2018年9月6日）」、「2019年8～9月豪雨」、「2019年台風19号」及び「能登半島地震（2024年1月1日）」※指定する災害は次期申請時において、予告なく削除・追加する場合がありますので予めご了承ください

※3 **家計評価額**：本人及び生計維持者2名（原則、父母）の「合計所得金額」と「所得控除合計」の差の合計額

家計評価額 = {合計所得金額(本人) - 所得控除合計(本人)} + {合計所得金額(父) - 所得控除合計(父)} + {合計所得金額(母) - 所得控除合計(母)}

* 合計所得金額と所得控除合計は1,000円未満を切り捨てた金額を使用する

* {合計所得金額 - 所得控除合計}の値がマイナスの場合は0円とする

	合計所得金額 [円]	所得控除合計 [円]
(例) 本人	0	430,000
父	3,168,250	1,956,933
母	1,253,123	562,580

本人：0-430,000=0
 父：3,168,000-1,956,000=1,212,000
 母：1,253,000-562,000=691,000
家計評価額=0+1,212,000+691,000=1,903,000円

※4 **標準修得単位数**：下表参照（この単位数を修得すれば進級・卒業できるというものではありません）。

学部	標準修得単位数
人文・教育・経法・理・工・農・繊維学部	【前期】卒業要件単位数÷最短修業年限×(当該学生の学年-1) 【後期】卒業要件単位数÷最短修業年限×(当該学生の学年-0.5)
医学部	【前期・後期共通】 ※ただし、進級に必要な単位数の方が小さい場合はその数 卒業要件単位数÷最短修業年限×(当該学生の学年-1)

* 編入学、転学部又は転学科等の場合、編入学、転学部又は転学科後の年数及び修得単位数により判定することがあります。

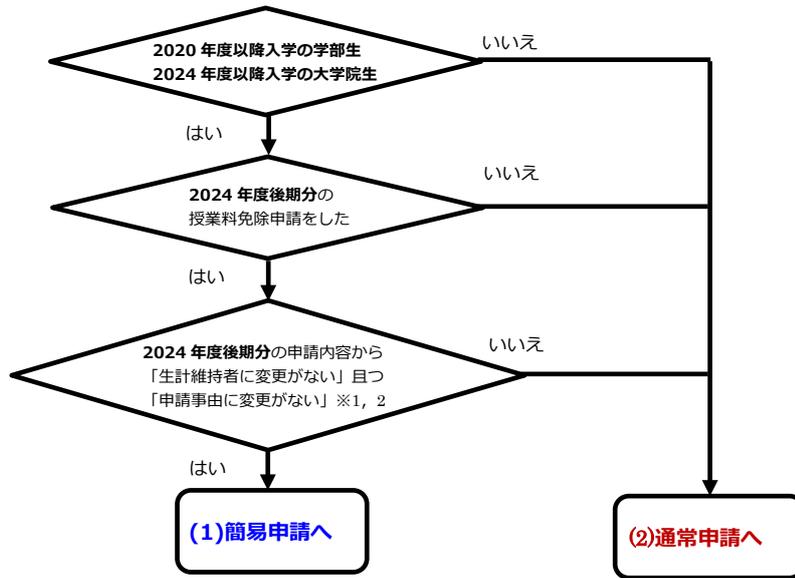
※5 **評定平均値**：{(秀・優の修得単位数 x 3)+(良の修得単位数 x 2)+(可の修得単位数 x 1)} ÷ 総修得単位数

☆補足

- ・ 家計評価額 200 万円は、給与収入換算で 600 万円程度（目安）です。所得控除の種類や金額によって変動します。
- ・ 学力基準の特例については、p.5 の「【様式 2】学力基準の特例申請書」をご参照ください。
- ・ 本学が定める基準を満たす申請者の中から予算の範囲内で選考のうえ、免除者を決定します。
- ・ 学部生で家計評価額が 100 万円程度以下の場合や多子世帯の学生の場合、日本学生支援機構の給付奨学金（高等教育修学支援新制度）の対象となる可能性がありますので、給付奨学金の申請もご検討ください。

2. 申請方法

申請方法には、(1)簡易申請と(2)通常申請があります。(1)簡易申請は、前期分の申請に限り可能です。以下のフローチャートを参考にして、自身の申請方法がどちらに該当するか確認してください。特殊なケース等で申請方法に迷う場合は、事前に窓口にご相談ください。



※1：以下のような変更は、生計維持者の変更、申請事由の変更には該当しないため、(1)簡易申請をしてください。

- ▶例 A：生計維持者（又は申請者）が引っ越して住所が変わった
- ▶例 B：世帯人数が増えた又は減った
- ▶例 C：生計維持者が就職、転職又は退職した（家計急変(p.5)に該当する退職の場合は(2)で申請）
- ▶例 D：兄弟姉妹が進学又は就職した
- ▶例 E：家族が障害者に新たに認定された

(1)簡易申請で申請

※2：以下のような変更は、生計維持者の変更、申請事由の変更等に該当するため、(2)通常申請をしてください。

- ▶例 a：生計維持者が結婚又は離婚した
- ▶例 b：生計維持者が亡くなった
- ▶例 c：新たに日本学術振興会の特別研究員に採用され、『独立生計者』（p.4 参照）で申請する
- ▶例 d：申請事由を変更する（ex. 「経済的理由」→「災害」、「生計維持者死亡」→「経済的理由」）
- ▶例 e：前回後期分の申請時に「家計急変申告書」を提出した
- ▶例 f：今回前期分の申請において「家計急変申告書」を提出する
- ▶例 g：転学部や転学科等をして、4月から学籍番号が変更となる

(2)通常申請で申請

2-1. (1) 簡易申請 ※2024年度(後期分)授業料免除申請者で一定の条件を満たす学生が対象

提出期間：2025年2月3日(月)～3月28日(金)

▼ 提出書類一覧 ▼ 次の書類を所属キャンパス担当窓口へ提出してください。(p.11 参照)

<input type="checkbox"/> <p>【簡易申請】2025年度 前期分 授業料免除願(p.13)</p>	<p>上記フローチャートの結果「(1)簡易申請」に該当する場合は、この願のみ提出してください。但し、学力基準の特例申請をあわせてする場合は、「【様式2】学力基準の特例申請書」の添付が必要です。</p>
--	---

※今回家計急変に該当し(p.5 参照)、【様式3】家計急変申告書を提出する場合や、前回後期分の申請時に【様式3】家計急変申告書を提出している場合は、「(1)簡易申請」ではなく、「(2)通常申請」により申請してください。

2-2. (2)通常申請

①

入力期間：2025年2月3日(月)～3月28日(金)

「授業料免除願」を入力し、提出の準備をしてください。

1.入力時に本人+生計維持者の「令和6年度(令和5年分)所得・課税・控除証明書」を準備
生計維持者は収入の有無や多寡にかかわらず原則父母2名です。(詳細はp.4を参照)

2.キャンパス情報システムにて授業料免除願を入力し、印刷のうえ署名してください。

入力期間内に学内ポータルサイト ACSU の「キャンパス情報システム」にて入力し、「登録する(免除願は次の画面で印刷)」ボタンを押してください。入力時の注意点についてはp.7を参照してください。受付完了画面で授業料免除願をA4で印刷し、本人署名欄に署名してください。

②

提出期間：2025年2月3日(月)～3月28日(金)

▼ 提出書類一覧 ▼ 次の書類を揃えて所属キャンパス提出先へ提出してください。(p.11参照)

通常申請者は全員提出	<input type="checkbox"/> 授業料免除願	キャンパス情報システムにて入力した「授業料免除願」を印刷し、申請者本人(学生)が署名したもの。
	<input type="checkbox"/> 住民票 (発行から3か月以内のもの)	『この写しは世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する』と記載されている住民票(謄本)。 ※生計維持者以外の方(申請者本人や兄弟姉妹、祖父母等)で住民票を移動・分離させている場合、その分の住民票の提出は不要。但し、p.4記載の『独立生計者』として申請する場合は、申請者本人(+配偶者)が記載されたものを提出してください。
	<input type="checkbox"/> 令和6年度(令和5年分)所得・課税・控除証明書 〔本人+生計維持者〕 (原則、父母2名)	収入の有無や多寡にかかわらず、本人及び生計維持者(原則父母2名)の証明書。名称・様式は市区町村により異なります。(p.6を参照) ※免除願作成には「所得控除合計」の金額が必要です。この金額が所得・課税・控除証明書に記載されていない場合は、記載された証明書が発行できないか自治体にご確認ください。不可の場合は、所得控除合計をご自身で計算する必要があります。(p.8を参照) ※原則、本証明書は2024年1月1日時点において住民票のあった自治体で発行されます。但し、住民票住所と実住所が異なる場合で、2024年度に住民税が課税されている方は、住民税を納めている自治体で発行されます。 ※海外に住んでいる(いた)ため、発行不可の場合や記載の所得が1年分に満たない場合(海外居住時の所得が含まれない場合)は職場等が発行する収入に関する証明書等を提出していただきます。事前に窓口にご相談ください。
	<input type="checkbox"/> 生計維持者に係る証明書	提出書類はp.4を参照。 p.4の②～⑩に該当する場合、該当する書類を提出。

● 申請事由が「生計維持者死亡」の場合の提出書類(必須)

<input type="checkbox"/> 「戸籍謄本」のコピー	戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)が必要です。 ※戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)ではありません。
<input type="checkbox"/> 【様式1】所得・控除計算書 (ホームページから様式をダウンロード)	扶養人数等の確認のため提出が必要です。 ※両親ともに死別した場合は、事前に窓口にご相談ください。

● 申請事由が「災害」又は「特例災害」の場合の提出書類(必須)

<input type="checkbox"/> 「り災証明書」のコピー	半壊・床上浸水以上のもの。申請期限までに発行が間に合わない場合は、書類提出時に申請窓口へ申し出てください。
--------------------------------------	---

生計維持者に係る証明書類 ※生計維持者を父と母の2名とする場合は提出不要

生計維持者は原則父母の2名です。収入の有無や多寡、支援の有無等にはよりません。

但し、次の②～⑪のいずれかに該当する場合のみ、生計維持者の人数や人物は以下のとおりとします。該当する場合は証明書類を提出してください。生計維持者の判断に迷う場合は事前に担当窓口でご相談ください。

(1) 父母(2名)を生計維持者とするケース【原則、このケース】

	要件	提出書類	生計維持者
①	父母がいる ※離婚後(又は死別後)父又は母が再婚(事実婚含む)した場合を含む	なし	父・母 (2名)

(2) 父又は母のいずれか(1名)を生計維持者とするケース

	要件	提出書類	生計維持者
②	父又は母と生別又は死別している	<input type="checkbox"/> 「戸籍謄本」や「児童扶養手当受給者証」のコピー等 ※「所得・課税・控除証明書」で寡婦・ひとり親の該当が確認できる場合は提出不要です	父又は母 (1名)
③	父母が離婚調停中かつ別居中で、別生計となっている	<input type="checkbox"/> 裁判所による「係属証明書」又は弁護士による「報告書」のコピー等	
④	父母が家庭内暴力(DV)による別居中で、別生計となっている	<input type="checkbox"/> 自治体等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明」のコピー等	
⑤	父又は母が、生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない	<input type="checkbox"/> 「行方不明者届受理証明書」や「診断書」のコピー等で事情を証明できる書類	

※父母が③、④以外の理由で別居しているだけでは生計維持者を1人とすることはできません

(3) 父母以外の者(1名)を生計維持者とするケース

	要件	提出書類	生計維持者
⑥	父母と死別し、学生が祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている	<input type="checkbox"/> 「戸籍謄本」や「行方不明者届受理証明」、「診断書」のコピー等で事情を証明できる書類	主たる支援者 (1名)
⑦	父母が生死不明、意識不明、精神疾患等により、意思疎通ができないため、学生が祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている		

(4) 学生本人を『独立生計者』とするケース(生計維持者なし)

	要件	提出書類
⑧	申請者本人が、以下の要件をすべて満たす場合 1)原則大学院生 2)所得税法上、父母の扶養親族でない者 3)父母と別居しており、経済的支援を一切受けていない者 4)本人(又はその配偶者)の家計評価年(前期:前々年、後期:前年)の収入が年間124万円以上あり、所得の申告をしている者※ 5)本人(又はその配偶者)が、国民健康保険の世帯主の者、又は健康保険の被保険者の者 ※日本学術振興会の特別研究員(DC)の採用者やこれに類する制度でDCと同等の奨励金受給が決定している者は4)を満たすとみなす(一般的な奨学金は対象外)	▼ 全員提出 <input type="checkbox"/> 申請者本人(及びその配偶者)の「健康保険証」のコピー ※マイナ保険証の場合は こちら を参照 ▼ 配偶者がいる場合(該当者のみ) <input type="checkbox"/> 配偶者の「令和6年度(令和5年分)所得・課税・控除証明書」※配偶者の所得等を加味し判定を行います ▼ 日本学術振興会の特別研究員等の場合(該当者のみ) <input type="checkbox"/> 「日本学術振興会特別研究員(又はこれに類する制度)の決定通知」のコピー ※状況に応じて、以下の書類を別途請求する場合があります <input type="checkbox"/> 父母等から支援を受けていないことの申立書 <input type="checkbox"/> 父母の住民票 <input type="checkbox"/> 父母の所得・課税・控除証明書
⑨	社会的養護を必要とし、18歳となるまで以下の施設等に入所していた(又は養育されていた) ・児童養護施設 ・児童自立支援施設 ・児童心理治療施設(情緒障害児短期治療施設) ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム) ・小規模住居型自動養育事業(ファミホーム)で養育 ・里親に養育	<input type="checkbox"/> 入所証明書等のコピー(任意様式) ※申請学期毎に提出が必要ですが、証明書自体は同じものでよいので、原本を無くさずに保管しておいてください(学期毎に新たに発行する必要はありません)
⑩	父母と死別し(又は生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができず)、祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を一切受けていない	<input type="checkbox"/> 「戸籍謄本」や「行方不明者届受理証明」、「診断書」のコピー等で事情を証明できる書類 <input type="checkbox"/> 事情書(任意様式)
⑪	父母からの家庭内暴力(DV)により、保護施設等で保護等されている(いた)場合で、父母等から一切経済的支援はなく、別居している	<input type="checkbox"/> 事情書(任意様式) ※状況に応じて、別途公的機関による証明書を請求いたします

★ 任意の提出書類

【様式 2】 学力基準の特例申請書 (ホームページから様式をダウンロード)

以下の「特別事由」に該当すると認められる場合、学力基準を一部緩和します。必ず指導教員等に事情書の所見欄を記入してもらってください。また、事由に合わせた証明書類 (コピー可) の提出が必要です。

- 試験当日の病気 (当日発症したものに限らない) により単位修得ができなかったことで、累積 GPA 値 / 評定平均値および修得単位数が基準未滿となった場合【**証明書類：診断書のコピー等**】
- 本人が障がい者であるため、学業を継続するうえで負担が大きいと認められる場合で、累積 GPA 値 / 評定平均値および修得単位数が基準未滿となった場合、または最高学年で留年した場合【**証明書類：障害者手帳のコピー等**】
- その他真にやむを得ない事情があると特に認められる場合で、累積 GPA 値 / 評定平均値および修得単位数が基準未滿となった場合、または最高学年で留年した場合【**証明書類：事情を証明できるもの**】

【様式 3】 家計急変申告書 (ホームページから様式をダウンロード) + 証明書類

以下の事由に該当する場合は、家計急変申告書に加えて別途証明書類を提出することで、家計急変後の収入等を考慮します。

	事 由	提 出 書 類
①	基準日 (前期 : 4 月 1 日、後期 : 10 月 1 日) において、申請者本人又は生計維持者の一方 (又は両方) が 事故 又は 病気 により、 半年以上 、就労が困難な状態にある	<input type="checkbox"/> 【様式 3】 家計急変申告書 (就労困難・非自発的失業) <input type="checkbox"/> 診断書のコピー (※1,2)
②	基準日 (前期 : 4 月 1 日、後期 : 10 月 1 日) 前 1 年以内において、申請者本人又は生計維持者の一方 (又は両方) が 失職 (非自発的失業 (※3) の場合に限る) し、再就職等していない	<input type="checkbox"/> 【様式 3】 家計急変申告書 (就労困難・非自発的失業) <input type="checkbox"/> 雇用保険受給資格者証のコピー (第 1・3・4 面) (※4)

- ※1 診断書には「就労困難な状況が開始した日」及び「就労困難」であること、その期間が半年以上である旨が記載されていることが必要です。
- ※2 前の学期の授業料免除申請時も同様の事由で家計急変申告書を提出している方で、本学期もその事由が継続している場合、前回の申請時に診断書のコピーを提出していれば、本学期の申請時は診断書のコピーの提出を省略できます。(前回の申請時に提出を省略している場合は、本学期に提出が必要です。そのため、1年に1度は診断書の提出が必要になります。)
- ※3 非自発的失業とは、雇用保険受給資格者証 (又は雇用保険被保険者離職票) において、次の 9 つのいずれかの離職理由コードに該当する場合を指します。(コードは 2024 年時点のもの)
 離職理由コード : 「11(1A)」 「12(1B)」 「21(2A)」 「22(2B)」 「23(2C)」 「31(3A)」 「32(3B)」 「33(3C)」 「34(3D)」
- ※4 雇用保険の受給が終了している場合でも提出が必要です。離職日が基準日前 1 年以内であって、再就職等していない場合は家計急変申告の対象となりますので、無くさずに保管してください。

2-3-1 「所得・課税・控除証明書」について

- 生計維持者の令和5年分所得金額、令和6年度課税額・控除額が記載された、記載省略のない証明書(全項目証明)を市区町村の役場で入手してください。
- 「合計所得金額」と「所得控除合計」の2つの金額を申請時に使用します。自治体によっては「所得控除合計」を証明書に記載しない形式で発行している場合があります。できる限りこの金額が記載された証明書の発行を自治体に依頼していただき、それが叶わない場合は、申請者本人で「所得控除合計」の計算が必要となります。
- 住民税非課税の場合、「所得・非課税証明書」等の名称で発行されますので、そちらを提出してください。合計所得金額や控除額が空欄等で証明されていない場合でも、非課税であることが証明書からわかれば受け付けます。
- 証明書の名称・様式は市区町村により異なります。
名称例：「令和6年度(令和5年分)課税証明書」、「2024年度 市民税・県民税 所得・課税・扶養証明書」

収入、所得の種類・金額、控除の種類・金額等が「*** (ア列スク)」等で目隠しされている証明書は不可です。
※非課税であることが分かる場合を除く

所得・課税・控除証明書

令和○年度(令和○年分所得)

SAMPLE

合計所得金額等		課税額等		納税額等	
合計所得金額	1,300,000円	住民税課税額合計	0円	** 以下余白 **	
総所得金額等	1,300,000円	(内) 市民税均等割	0円		
** 以下余白 **		(内) 県民税均等割	0円		
		(内) 市民税所得割	0円		
		(内) 県民税所得割	0円		
		** 以下余白 **			
所得の種類・金額		所得控除の種類・金額		課税標準額の種類・金額	
給与収入	2,200,000円	社会保険料控除	300,000円	課税総所得	0千円
給与所得	1,300,000円	生命保険料控除	0円	** 以下余白 **	
** 以下余白 **		配偶者控除	330,000円		
		扶養控除	1,230,000円		
		基礎控除	430,000円		
		所得控除計	2,190,000円		
		** 以下余白 **			
該当区分等	控除対象配偶者	扶養人数	障害人数	本人該当	
	有 無	特定 老人 他	特別 普通	障害 寡婦 寡夫	
	一般 老人	西暦	西暦	特別 普通 一般 特別	
	* - -	2人 0人 1人	0人 0人 0人	- - - -	

上記の通り相違ないことを証明します。
平成○年 ○月 ○日
○○市長 ○○ ○○○

この2種類の金額が特に重要です。記載の有無を確認してください。「所得控除合計(計)」の記載がない場合は、備考欄等に追記する形で証明ができないか自治体にご確認ください。

市区町村で発行される「住民税課税決定通知書(特別徴収額の通知書)」

平成○年度 市民税・県民税 特別徴収税額の通知書(給与所得者用)

所得	収入	主たる給与以外の合算所得区分	農業所得	林業所得	利子所得	雑所得
所得控除	医療費	社会保険料	小規模企業共済	生命保険料	損害保険料	雑所得
	配偶者	配偶者特別	扶養	老配		
	所得控除合計					

NG

収入・所得金額、控除の種類・金額等が「*** (ア列スク)」等で目隠しされている

平成○年中の合計所得金額等

所得金額	*****	住民税課税額合計	*****
総所得金額等	*****	(内) 市民税均等割	*****
所得控除合計	*****	(内) 県民税均等割	*****
課税標準額	*****	(内) 市民税所得割	*****
** 以下余白 **		(内) 県民税所得割	*****
		** 以下余白 **	
所得の種類・金額		所得控除の種類・金額	
給与収入	*****	社会保険料控除	*****
給与所得	*****	生命保険料控除	*****
** 以下余白 **		配偶者控除	*****
		扶養控除	*****
		基礎控除	*****
		** 以下余白 **	

※但し、収入が一切ない場合は証明されない場合がある。この場合、住民税非課税が書類からわかればOK

課税・非課税であることのみ証明

非課税証明書

住所 ○○県○○市○○町○丁目○番○号
氏名 ○ ○ ○

上記の者は、平成○年度の市民税が非課税であることを証明します。
但し、○○ △△ の扶養である。

平成○年 ○月 ○日
○○市長 ○○ ○○○

NG

家族全員が一枚で証明されて、必要情報が載っていない

氏名	所得内訳			平成○年度 所得金額
	給与収入 給与所得	年金収入 年金所得	その他所得	
信州 太郎	(6,518,410円) 4,672,800円	(0円) 0円	(0円) 0円	(6,518,410円) 4,672,800円
信州 花子	(0円) 0円	(0円) 0円	(0円) 0円	(0円) 0円
信州 大吉	(1,038,800円) 388,900円	(0円) 0円	(0円) 0円	(2,939,170円) 1,099,170円
信州 一郎	(0円) 0円	(0円) 0円	(0円) 0円	(0円) 0円

※家族それぞれの「合計所得金額」と「所得控除合計」の記載があればOK

2-3-2 「授業料免除願」の入力について

学内ポータルサイト **ACSU(握手)** にログインして、**キャンパス情報システム** に入り
⇒ ◆ 学生生活情報 ⇒ 授業料免除申請 から入力してください。



「授業料免除申請」をクリックすると、授業料免除願の入力画面が表示されます。

入力画面イメージ

合計所得金額・所得控除合計

申請者本人
 続納 本人 合計所得金額 0 円 所得控除合計 430,000 円

生計維持者①
 続納 父 v 合計所得金額 1,300,000 円 所得控除合計 2,190,000 円

生計維持者②
 続納 母 v 合計所得金額 1,120,000 円 所得控除合計 720,000 円

登録する (授業料免除願は次の画面で印刷)

[登録する]ボタン押下後、次画面で免除願を印刷してください。

生計維持者について

原則、生計維持者は**父母の2名**です。生計維持者を1名ないしは0名にすることや父母以外の方を生計維持者とするのが可能なのは、p.4の②~⑩に該当する場合のみです。

収入が一切なかった場合、**合計所得金額が空欄**となる場合があります。この場合、証明書から非課税であることが分かれば、「**合計所得金額**」「**所得控除合計**」ともに**0円**を入力してください。

所得控除合計は自治体により言い回しが異なります。
(例) 所得控除計、控除合計、所得控除合計金額、合計控除金額、etc.

合計所得金額と所得控除合計について

「所得・課税・控除証明書」を元に**合計所得金額**と**所得控除合計**の金額をそれぞれ入力してください。
※自治体により記載されている位置が異なります。

合計所得金額等	
合計所得金額	1,300,000 円
総所得金額等	1,300,000 円
** 以下余白 **	
所得控除の種類・金額	
社会保険料控除	200,000 円
生命保険料控除	0 円
配偶者控除	330,000 円
扶養控除	1,230,000 円
基礎控除	430,000 円
所得控除計	2,190,000 円
** 以下余白 **	

自治体によっては記載がない場合あり

※**所得控除合計**は、5~6月に職場や自治体から受け取る「令和6年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定通知書」でも確認ができます。

SAMPLE

所得控除	控除の種類		控除の金額	
	控除の種類	控除の金額	控除の種類	控除の金額
所得控除	医療費		障害・寡・孤	
	社会保険料		配偶者	
	小規模企業共済		配偶者特別	
	生命保険料		扶養	
	地震保険料		基礎	
			所得控除合計	

この金額を**所得控除合計**欄に入力してください。
決定通知書を参照した場合は通知書の**コピーも申請時に提出**してください

所得・課税・控除証明書に所得控除合計の記載がない
且つ
決定通知書が 発行されていない・紛失してしまった
↓
次ページを参考に、所得控除合計を計算してください

2-3-3 所得控除合計が「所得・課税・控除証明書」に記載されていない場合

所得控除の種類は以下の15種類です。「所得・課税・控除証明書」に所得控除合計が記載されていない場合は、

所得控除欄に記載されている各控除金額を足し合わせて、所得控除合計としてください

- ・基礎控除 ・医療費控除 ・雑損控除 ・社会保険料控除 ・小規模企業共済掛金控除
- ・生命保険料控除 ・地震保険料控除 ・寄付金控除 ・配偶者控除 ・配偶者特別控除
- ・寡婦控除 ・ひとり親控除 ・勤労学生控除 ・障がい者控除 ・扶養控除

※多くの場合、該当する所得控除のみが証明書に記載されています。

※ふるさと納税による「寄付金税額控除」や「住宅ローン控除」は所得控除ではありません。

〔以下、参考〕「所得・課税・控除証明書」の例とその計算例

SAMPLE1

市民税・県民税 課税（所得）証明書

住所	〇〇県〇〇市〇〇		
氏名	〇〇 〇〇		
合計所得金額	¥2,370,000	市民税	所得割 ¥15,000 均等割 ¥4,000
課税標準額	総合所得 ¥275,000 分離所得 ¥0	県民税	所得割 ¥10,000 均等割 ¥3,000
令和〇年分	合計所得金額の内訳	以下余白	以下余白
(給与支払金額)	(¥3,500,000)	以下余白	以下余白
給与所得	¥2,370,000	以下余白	以下余白
以下余白	以下余白	以下余白	以下余白
所得控除額の内訳			
扶養控除	配偶者	特定 1人 (内同居)	¥780,000
	無	1人 (0人)	
	一般	普通障害 1人 (0人)	
配偶者特別控除	¥210,000	生命保険料控除	¥70,000
雑損控除	¥0	地震保険料控除	¥5,000
医療費控除	¥0	本人控除	¥0
社会保険料控除	¥600,000	基礎控除	¥430,000
小規模企業共済等掛金控除	¥0	基礎控除	¥430,000
控除額		繰越控除	¥0
分離課税所得の特別控除	¥0	繰越控除	¥0
備考	この控除は所得控除ではありません。		

★SAMPLE1 に似た証明書を発行している自治体★

深川市、七戸町、石巻市、横手市、酒田市、南相馬市、川越市、川口市、習志野市、小田原市、秦野市、燕市、美濃加茂市、坂祝町、下田市、西尾市、高浜市、熊野市、大東市、明石市、芦屋市、三木市、穴粟市、新見市、備前市、阿波市、宿毛市など

「所得控除合計」は記載なし
各控除の金額はそれぞれ記載があるので足せばOK!

左記証明書の場合の所得控除合計は…
210,000 + 600,000 + 780,000 + 70,000
+ 5,000 + 430,000 = **2,095,000 円**

「扶養」「扶養親族障害」の合算金額になっています。

「本人障害」「寡婦」「ひとり親」「勤労学生」に該当すれば『本人控除』欄に金額が入ります。

SAMPLE2

住民税課税（所得）証明

住所	〇〇県〇〇市〇〇		
氏名	〇〇 〇〇		
生年月日	昭和〇年〇月〇日	生別	〇
行政区	〇〇		
令和〇年分 所得	種類	金額	
	給与所得（調整控除後）	1,320,000円	
	公的年金等所得	300,000円	
	(給与収入)	2,000,000円	
	(公的年金等収入)	900,000円	
	合計所得金額	1,620,000円	
所得控除の内訳			
雑損控除		寡婦・ひとり親控除	260,000円
医療費控除		勤労学生控除	
社会保険料控除	400,000円	配偶者控除	
小規模企業共済等掛金控除		配偶者特別控除	
生命保険料控除	100,000円	特定 1人 (年少扶養人)	
地震保険料控除		老人	
寄付金控除		その他	450,000円
障害者控除		同居特別障害加算分	
老年者控除		基礎控除	430,000円

★SAMPLE2 に似た証明書を発行している自治体★

伊那市、駒ヶ根市、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村など

「所得控除合計」は記載なし
各控除の金額はそれぞれ記載があるので足せばOK!

上記証明書の場合の所得控除合計は…
400,000 + 100,000 + 260,000 +
450,000 + 430,000 = **1,640,000 円**

▼ < 以下、続き > 所得控除合計が「所得・課税・控除証明書」に記載されていない場合

▼ 「所得・課税・控除証明書」に個別の控除金額が記載されていない場合 ▼

個別の控除金額の記載がない可能性のある控除は「基礎控除」「配偶者控除」「寡婦控除」「ひとり親控除」「勤労学生控除」「障害控除」「扶養控除」のいずれかになります。基本的に該当の可否が証明書に記載されています。

① 「基礎控除」の金額が記載されていない場合

基礎控除は、ほぼ全員につく控除です。(基礎控除額の記載がなければ加算してください)
合計所得金額で金額が変わりますが、基本的に43万円控除となります。

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	430,000円

② 「配偶者控除」の金額が記載されていない場合

控除対象配偶者欄に「*」や「有」などの記載がある方が対象です。
合計所得金額と配偶者の年齢で金額が変わります。

合計所得金額	配偶者控除額	
	一般 (69歳以下)	老人 (70歳以上)
900万円以下	330,000円	380,000円

配偶者控除	一般	老人	記載例 ↑	記載例 ↓	該当区分等	控除対象配偶者		
	有	無				有	老人	無
配偶者特別控除額	0円					一般	老人	
						*	-	-

上例の場合、所得900万円以下であれば33万円控除
※「配偶者控除」と「配偶者特別控除」は異なります。
両方対象となることはありません。

③ 「寡婦控除」「ひとり親控除」「勤労学生控除」の金額が記載されていない場合

寡婦、ひとり親、勤労学生欄に「*」や「有」などの記載がある方が対象です。

	控除額
寡婦控除	260,000円
ひとり親控除	300,000円
勤労学生控除	260,000円

本人該当				
特別障害	その他障害	寡婦	ひとり親	勤労学生
			*	

寡、ひ、勤	ひとり親該当
-------	--------

上例の場合、ひとり親に該当するため30万円控除

④ 「障がい控除」の金額が記載されていない場合

本人障がいの場合、本人障がい欄に「*」や「有」などの記載がある方、扶養親族障がいの場合、区分毎に人数が記載されている方が対象です。

障がい区分	障がい者控除額	
	本人	扶養親族(1人あたり)
(普通)障がい	260,000円	260,000円
特別障がい	300,000円	300,000円
同居特別障がい	-	530,000円

本人障害	特 障	普 障	
	無	有	
扶養障害	同特	特障	普障
	0人	2人	0人

上例の場合、本人障害で26万円と扶養親族の特別障害2人で60万円、計86万円控除

⑤ 「扶養控除」の金額が記載されていない場合

扶養親族欄に区分毎の人数が記載されている方が対象です。

扶養区分	扶養控除額(1人あたり)
一般(その他)	330,000円
特定	450,000円
老人(同居)	450,000円
老人(同居以外)	380,000円
16歳未満	0円

扶 養	特定	その他
	2人	1人
	同老	老人
	0人	0人

同老：老人(同居)
老人：老人(同居以外)

上例の場合、特定扶養2人で45x2万円と一般扶養1人で33万円、計123万円控除

p.9のSAMPLE4の場合の所得控除合計は…

- ① 所得2400万以下 ⇒ **430,000円**
- ② 一般配偶者控除「有」+所得900万以下 ⇒ **330,000円**
- ③ 該当なし ⇒ **0円**
- ④ 本人普通障害+同居特別障害1人 ⇒ **790,000円**
- ⑤ その他1人、同居老人1人 ⇒ **780,000円**

所得控除合計 =

$$400,000 + 80,000 + ① 430,000 + ② 330,000 + ④ 790,000 + ⑤ 780,000 = \mathbf{2,810,000円}$$

(参考) SAMPLE1~4以外で「所得控除合計」の記載がない証明書を発行している自治体の一例

厚岸町、宇都宮市、江戸川区、板橋区、上越市、妙高市、富山市、白山市、七尾市、内灘町、能登町、豊田市、京都市など

SAMPLE1~4等を参考に計算してください

3. 申請書類の提出先（問い合わせ先）・提出方法について

提出先	松本キャンパス (全学部1年次生含む)	信州大学 学生総合支援センター 免除担当 〒390-8621 松本市旭 3-1-1 TEL: 0263-37-2199
	長野(教育)キャンパス	信州大学教育学部 学務係 〒380-8544 長野市西長野 6 の口 TEL: 026-238-4056
	長野(工学)キャンパス	信州大学工学部 学務係 〒380-8553 長野市若里 4-17-1 TEL: 026-269-5135
	伊那キャンパス	信州大学農学部 学務グループ 〒399-4598 上伊那郡南箕輪村 8304 TEL: 0265-77-1447
	上田キャンパス	信州大学繊維学部 学務グループ 〒386-8567 上田市常田 3-15-1 TEL: 0268-21-5311

提出方法	窓口持参	受付の際、申請書類をチェックしながら家庭状況や収入状況について面談により確認しますので、 <u>学生本人が直接持参</u> してください。 遠方等でやむを得ず持参できない場合は、郵送での提出を認めます。
	郵送提出	<u>遠方等やむを得ず持参できない場合は</u> 、レターパックライト（郵便局や一部コンビニエンスストアで購入できます）で提出期間内（必着）に所属キャンパスの提出先までお送りください。レターパックライトの「品名」に必ず「 授業料免除申請書類 」と記載してください。 受付完了の連絡はいたしません。また、到着確認のためのお問い合わせはご遠慮ください。「郵便追跡サービス」にて配達状況を確認してください。不備がある場合はメールや電話で学生へ連絡します。必ず大学メールや着信履歴をご確認ください。

4. 選考結果及び支払期限について

申請期	選考結果の掲載期間（予定）	口座振替日（予定）
2025年度 前期分	2025年8月1日～9月30日	2025年8月26日

- 本学の授業料免除の申請及び選考は、学期ごとに行います。そのため、家計状況に変更がなくても、予算額、申請者数、学業成績等により、**前回の選考結果と異なる場合があります**。
- **選考結果は学内ポータルサイト（キャンパス情報システム）にて通知します**。結果確認については、パソコンまたはスマートフォン等から、期間内に各自で行ってください（電話や郵送等での通知はしません）。結果確認画面のスクリーンショットやページ印刷を行い、必ず保護者へ伝えてください。

学内ポータルサイト **ACSU(握手)** にログインして、**キャンパス情報システム** に入り
⇒ ◆学生生活情報 ⇒ 授業料免除結果 によりご確認ください。



「授業料免除結果」メニューをクリックすると、授業料免除の結果を表示します。

5. 注意事項

- 学則違反、学生としての本分に反する行為により、懲戒処分等を受けた場合は、審査の対象から除外します。免除決定後においても、許可を取り消します。
- 選考の決定がされるまでの間は、授業料の口座引落しを行いません。
- 本学独自の授業料免除・徴収猶予の申請はいずれか一つで、同時に両方を申請することはできません。
- 《学部生向け》高等教育修学支援新制度（日本学生支援機構 給付奨学金）に在学採用で申請予定の学部生は、本学の授業料徴収猶予を申請できませんが、授業料免除には申請が可能です。高等教育修学支援新制度の支援対象者となった場合には、本学独自の授業料免除申請が自動的に取下げとなります（但し、「災害」「特例災害」事由での申請を除く）。
- 《学部生向け》2025年度より、多子世帯の学生は、父母等の所得額によらず、高等教育修学支援新制度により授業料が全額免除となる予定です。所得以外の要件については別途確認いただき、高等教育修学支援新制度（日本学生支援機構 給付奨学金）への申請を検討してください。
- 《学部生向け》2025年度以降に入学した学部生は「災害」または「特例災害」の事由でのみ授業料免除申請が可能です。詳細は別途掲載中の申請のしおりをご確認ください。なお、2024年度以前入学の学部生も2028年度以降は同様に「災害」または「特例災害」でのみ申請可能となる予定です。
- 申請の内容を確認するため、提出書類一覧以外に別途書類の提出を請求する場合がありますので、ご承知おきください。
- 申請後、休学・退学する場合又は申請を取り下げる場合は、速やかに担当窓口申し出てください。
- 判定には年末調整や確定申告で申告した内容が反映されます。生計維持者の方には年末調整や確定申告を確実にを行うよう伝えてください（学生本人も確定申告等が必要なケースがあるため、詳細は管轄の税務署等にご相談ください）。疑義がある場合は、問い合わせさせていただく場合があります。また、申告内容含め申請内容に虚偽があった場合は、審査の対象から除外します。免除が決定した後に虚偽の事実が明らかとなった場合は、許可を取り消し、遡って授業料を納付していただきます。
- 入試やイベント等実施のため受付窓口のある建物やキャンパスに入れられない場合があります。事前にキャンパス情報システムやホームページ等で確認のうえ、入構制限等のない日に書類の提出にお越しくください。
- 提出された書類の返却・貸出し等はできませんので、書類は提出前に自身でコピーをとり、内容確認や他の申請等に利用できるようにしてください。
- 提出していただいた書類は、授業料免除等業務のために利用するものであり、他の目的には使用しません。
- 次回以降の申請について、キャンパス情報システムや学生総合支援センターホームページでお知らせする予定です。

申請する期	申請案内掲載	申請期間（予定）
2025年度 後期分	2025年7月下旬	2025年8月1日～9月30日

6. 情報入手方法

授業料免除に関する情報は必要とする者が自主的に確認しなければなりません。情報を見逃してしまうと、大切な権利を失ったり、手続きが大幅に遅れたり、不利益を被ることになりますので、注意してください。

自分で定期的に確認	学内掲示板、キャンパス情報システム、学生総合支援センターホームページ、X（旧Twitter）、大学メール（xxxxx@shinshu-u.ac.jp）を定期的に確認してください。
大学からの個別連絡（至急の場合）	携帯電話に授業料免除窓口の電話番号を登録しておき電話に出るようにしてください。電話に出られなかった場合は、折り返し電話をするか、担当窓口に来てください。

※右記 QR コード読込で学生総合支援センターTEL が登録可能▶



【簡易申請】2025年度前期分 授業料免除願

信州大学長 殿

記入日： 年 月 日

学籍番号	
フリガナ	
氏名（自署）	

私は、授業料の納入が困難なため、授業料の免除を願いたく申請します。

なお、昨年度後期分の申請時から生計維持者及び申請事由に変更がないため、添付書類等の提出を省略します。

注 意 事 項

- ・ 「2019年度以前入学の学部生」と「2023年度以前入学の大学院生」は今期は、簡易申請できません。
- ・ 学力基準の特例措置を希望する場合は「【様式 2】学力基準の特例申請書」の添付が必要です。前回後期分の申請時に特例申請書を提出した学生も、新たに提出が必要となりますので、添付してください。
- ・ 前回後期分の申請時に「家計急変申告書」を提出した学生は、通常申請をしてください。
- ・ 簡易申請が可能となるのは前期分のみです。後期分申請時は通常申請のみとなり、添付書類の省略はできません。

大学記入欄（学生は記入しないこと）

		適	—
		不適	留年 GPA 標準習得単位数
			GPA／評定平均
			標準修得単位数
			特例基準該当
			家計
	受付簿 複写データ 仮入力読 読合		選考結果